

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 地域の災害リスク**

**【洪水：ハザードマップ】**

- ・当町のハザードマップによると、土器川及び金倉川の大雨による氾濫を想定した場合、満濃地区の土器川及び金倉川流域の一部の地区では最大2mから5mの浸水想定区域に予測され、河川の沿線を中心に広範囲が0.5m未満の浸水想定区域に予測されている。

**【土砂災害：ハザードマップ】**

- ・当町は山々に囲まれた山間地域であるため、町内全域の山沿い地区の多くの箇所では急傾斜地崩壊、土石流、地すべり等の危険箇所指定されている。

**【地震：ハザードマップ】**

- ・南海トラフ地震は今後30年以内に70%～80%の発生確率と言われている。
- ・当町のハザードマップでは、最大クラスの地震の場合、当町の大部分が震度6弱の揺れといわれており、建物全壊290棟、人的被害で死者20人等の被害想定となっている。

**【ため池：ハザードマップ】**

- ・当町には日本最大級のため池である満濃池をはじめ、大小約900ものため池が点在している。
- ・ため池ハザードマップでは、特に満濃池が決壊した場合においては、金倉川沿岸の地区を中心に神野地区、吉野地区、四条地区、高篠地区、及び他市町も含む広範囲が浸水想定区域に予想されている。
- ・それ以外の多くのため池についても、ため池の下流域で広範囲の浸水想定区域が予想されている。

**【その他】**

- ・当町においても、過去台風や豪雨による災害が発生している。
- ・平成16年の台風23号による豪雨災害では、各地で多くの被害が発生したが、当町でも家屋全壊、床上浸水、床下浸水、土石流入、土石流による土砂災害など多数の災害が発生している。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 672人（平成28年経済センサス）
- ・小規模事業者数 564人（平成28年経済センサス）

### 【内 訳】

大分類	商工業者	小規模事業者	備考
A 農業、林業	16	13	
B 漁業	0	0	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
D 建設業	142	139	
E 製造業	68	47	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	
G 情報通信業	5	5	
H 運輸業、郵便業	12	10	
I 卸売業、小売業	190	145	
J 金融業、保険業	4	4	
K 不動産業、物品賃貸業	13	12	
L 学術研究、専門・技術サービス業	23	20	
M 宿泊業、飲食サービス業	68	51	
N 生活関連サービス業、娯楽業	71	65	
O 教育、学習支援業	12	12	
P 医療、福祉	18	15	
Q 複合サービス事業	7	7	
R サービス業（他に分類されないもの）	22	18	
合 計	672	564	

### 【事業所の立地状況等】

- ・当町は、農業立町であることから、農業は町内に広く分散している。なお、林業は主に琴南地区に立地している。
- ・商工業者の約60%が満濃地区にある。
- ・満濃地区四條に小売業・サービス業の商業集積があり、国道32号線及び県道200号線沿いに大型小売店が出店している。
- ・仲南地区に工業団地、卸団地があり、比較的規模の大きな事業者が入居しているが、小規模の製造業・卸売業は、町内に点在している。
- ・医療機関は、ほぼ満濃地区で開業している。

## (3) これまでの取組

### 1) 当町の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・自主防災組織への育成補助金の交付
- ・自主防災組織による防災訓練の実施
- ・全国土砂災害一斉訓練の実施
- ・香川県シェイクアウト訓練への参加
- ・事業者BCP策定を入札参加資格発注者別評価点の項目に採用
- ・次に挙げる防災備品の備蓄

	LED投 光器等	発電機	食器セット	救急箱	ハックタオ ル/枚	毛布/枚	クッキー/ 食	安心米 (アレルギー 対応)	保存水/ l	簡易トイレ パック	幼児用 紙おむつ /枚	大人用 紙おむつ /枚	生理用品 /枚	粉ミルク /kg	哺乳瓶 /個	プライバシー シート	避難所 用間仕 切り
琴南公民館	1	1	100	1	500	40	210		120								
長炭公民館	1	1	100	1	500	40	210		120								
吉野公民館	3	3	100	1	500	40	210		120								
神野公民館	1	1	100	1	500	40	210		120								
四条公民館	1	1	100	1	500	40	210		120								
高篠公民館	1	1	100	1	500	40	210		120								
まんのう町本庁 防災センター	2	2	1500	7	1000	200	1050	600	1920		220	76	28	6	5		
琴南支所	1	1	300	3	500	90	210	200	480								
仲南支所	1	1	700	3	1000	130	630	200	960								
美合出張所	1	1	200		500	40	140		120								
かりんの丘公園	1	3	400		500	190	280		540								
満濃中防災倉庫										40 350(パック)						20	20
合計	14	16	3,700	19	6,500	890	3,570	1,000	4,740	40 350(パック)	220	76	28	6	5	20	20

## 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・香川県の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・事業者BCPの策定支援
- ・事業継続力強化計画の策定支援
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・次に挙げる防災備品を備蓄

軍手	手動充電式ライト	筆記用具・ノート	マッチ・ライター
雨具	手動充電式ラジオ	救急セット	保存食 (3日分)
懐中電灯・電池	ポリ袋	ティッシュ	飲料水 (3日分・360)

## II 課題

- ・「まんのう町地域防災計画」において当会の役割が記載されているものの、当町との間で細かな対応方針等の協議はなされていない。
- ・当町との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者BCPや事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員を育成する。

## ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

**(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間**

- ・令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

**(2) 事業継続力強化支援事業の内容**

**< 1. 事前の対策 >**

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・「まんのう町防災計画」及び「まんのう町商工会事業継続計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

**1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

- ・巡回指導時に、当町のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会の会報やホームページ、町広報等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）や事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

**2) 商工会自身の事業継続計画の作成**

- ・当会は、令和2年1月に事業継続計画を作成（別添参照）。

**3) 関係団体等との連携**

No.	機 関 名	備考
①	香川県商工会連合会	
②	(公財) かがわ産業支援財団	
③	香川県信用保証協会	
④	香川県火災共済協同組合	
⑤	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社	
	東京海上日動火災保険株式会社	
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
⑥	香川県よろず支援拠点	
⑦	株式会社日本政策金融公庫高松支店	

- ・No.①・②・⑥から中小企業診断士・防災士等の専門家やNo.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）や事業継続力強化計画の策定を支援する。
- ・No.①・②・⑥から中小企業診断士・防災士等の専門家やNo.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。
- ・No.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。

- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、No.⑦と連携した融資斡旋等を行う。
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、No.③と連携した信用保証等の手続き支援を行う。
- ・各関係団体が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行う。
- ・各関係団体と連携して、本事業に関する国や県、当町の補助事業や制度融資のほか、各種保険・共済制度など、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。
- ・各関係団体へ普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画等の取組状況を確認する。
- ・当町長の諮問機関であるまんのう町商工委員会（構成員：当町議会議員、当会役員、学識経験者）において、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱（当町の予測最大震度）の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に災害用伝言ダイヤル171、香川県商工会ネットワーク、商工会災害システム、またはSNS等を利用して職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し、当会と当町で共有する。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

#### 【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

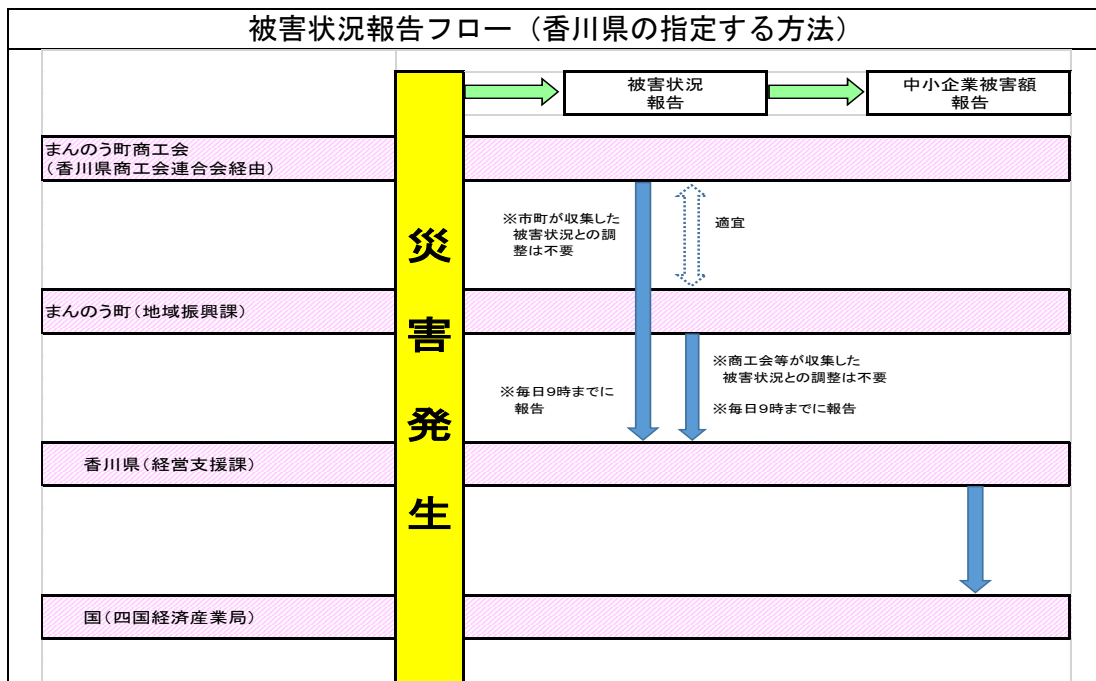
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

### ＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、以下に示す香川県の指定する方法及び報告フォーマットにて当会（香川県商工会連合会経由）又は当町より香川県へ報告する。



**報告フォーマット**

【様式1-1】

会員被害状況調査

団体名：  
 報告者：  
 電話番号：  
 F A X：  
 メールアドレス：

年 月 日

事業所名 ※必須	住 所 ※必須 ※記載例：〇〇市〇〇町	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 総額 ※必須 ※事業の再 建に必要な 額をおおよそ で可。千円 単位	被害額内訳				被害状況 ※任意 ※被災状況が つがある内容 があれば記載 ※記載例 ・二階建て建 物が全壊（半 壊、床上浸水 、床下浸水、 全焼、半焼） ・約20㎡の倉 庫のトラス屋 根が吹き飛ん だ
					土地 ※任意 ※地盤土砂 排除費・壁 撤去（事業用 資産に限る）	建物 ※任意 ※事業用資 産に限る	機械設 備 ※任意	商品、 原材 料、仕 掛品等 ※任意	
1				円					
2				円					
3				円					
4				円					
5				円					
6				円					
7				円					
8				円					
9				円					
10				円					
11				円					

被害合計金額 ¥0

#### **< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >**

- ・相談窓口の開設方法について、当町地域振興課と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や香川県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### **< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >**

- ・国・香川県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や香川県と連携して、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や香川県と連携して、他の地域からの応援派遣等を検討する。

#### **※ その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

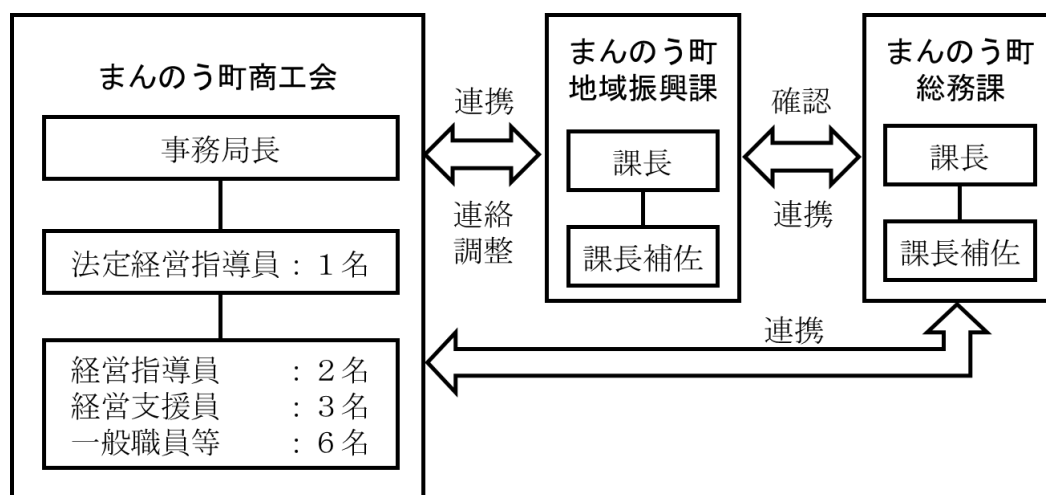
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年3月現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) **商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 國廣 達郎 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) **商工会／商工会議所、関係市町連絡先**

①商工会／商工会議所

まんのう町商工会

〒766-0022 香川県仲多度郡まんのう町吉野下281-1

TEL : 0877-73-3711 / FAX : 0877-73-3712

E-mail : mannou@shokokai-kagawa.or.jp

②関係市町

まんのう町地域振興課

〒766-0022 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430

TEL : 0877-73-0122 / FAX : 0877-73-0112

E-mail : chiiki@town.manno.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
必要な資金の額	350	350	350	400	400
・ 専門家派遣費	150	150	150	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

調達方法
会費、香川県交付金、まんのう町補助金、事業受託費、受益者負担金 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
No.	名 称	住 所	代表者
①	香川県商工会連合会	〒760-0066 香川県高松市福岡町 2-2-2-301	会長 篠原 公七
②	公益財団法人かがわ産業支援財団	〒761-0301 香川県高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2F	理事長 安松 延朗
③	香川県信用保証協会	〒760-0066 香川県高松市福岡町 2-2-2-101	会長 天雲 俊夫
④	香川県火災共済協同組合	〒760-0066 香川県高松市福岡町 2-2-2-501	理事長 篠原 公七
⑤	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社		
	東京海上日動火災保険株式会社 (東京海上日動火災保険株式会社高松支店)	〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 (〒760-8527 香川県高松市古新町3-1)	取締役社長 広瀬 伸一 (支店長 小西 孝久)
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社高松支店)	〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 (〒760-0042 香川県高松市大工町1-1 あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル5階)	取締役社長 金杉 恭三 (支店長 平池 直彦)
連携して実施する事業の内容			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業者BCPや事業継続力強化計画の策定を支援する。</li> <li>2. 会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。</li> <li>3. 小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。</li> <li>4. 事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、信用保証等の手続きを支援する。</li> <li>5. 本事業に関するセミナー等の共催を行う。</li> <li>6. 小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。</li> <li>7. 普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。</li> </ol>			

### 連携して事業を実施する者の役割

1. 連携機関（No.①・②）から中小企業診断士・防災士等の専門家や連携機関（No.④・⑤）から担当者等の派遣を受けて、事業者BCPや事業継続力強化計画の策定を支援することで、実効性の高い計画策定が期待できる。
2. 連携機関（No.①・②）から中小企業診断士・防災士等の専門家や連携機関（No.④・⑤）から担当者等の派遣を受けて、会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催することで、事業者の事業継続等の知識・意識の向上が期待できる。
3. 連携機関（No.④・⑤）から担当者等の派遣を受けて、職員を対象に保険・共済制度の勉強会を開催することで、小規模事業者からの相談に的確な対応が可能となる。
4. 小規模事業者の事前災害対策を目的として、連携機関（No.③）と連携して信用保証等の手続き支援を行う。
5. 各連携機関が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行うことで、幅広く情報提供が可能となる。
6. 各連携機関と連携して、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行うことで幅広く情報提供が可能となる。
7. 各連携機関へ普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行うことで幅広く情報提供が可能となる。

### 連携体制図等

